

港湾施設使用料

入港料

使用区分	料金
(1) 外航船舶で総トン数 700 トン以上 ※定期コンテナ航路の外航船舶については、令和 3 年 8 月 1 日以降の入港回数のうち偶数回目の入港に関して、入港料を免除する。	2 円 30 銭 / トン
(2) 内航船舶で総トン数 700 トン以上 ※定期コンテナ航路の内航船舶については、令和 5 年 6 月 1 日以降の入港回数のうち偶数回目の入港に関して入港料を免除する。	1 円 26 銭 / トン
【備考】 1 「外航船舶」とは、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運送事業（同法第 44 条に規定する船舶運航の事業を含む）に使用される船舶のうち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において人又は物の運送をする船舶をいう。以降の料金表も同じ。 2 「内航船舶」とは、「外航船舶」以外の船舶をいう。以降の料金表も同じ。 3 1 トン未満の端数があるときは、当該端数は 1 トンとする。	

通常使用

使用区分	料金
1 岸壁・物揚場・船揚場使用料	
(1) 総トン数 5 トン未満の船舶	4,600 円 / トン・年
(2) 総トン数 5 トン以上 50 トン未満の船舶	171 円 / 24h
(3) 総トン数 50 トン以上 100 トン未満の船舶	345 円 / 24h
(4) 総トン数 100 トン以上 150 トン未満の船舶	518 円 / 24h
(5) 総トン数 150 トン以上の船舶	
① 使用時間が 12 時間以内の場合	内航船舶 5 円 19 銭 / トン 外航船舶 4 円 72 銭 / トン 外航船舶 2 円 36 銭 / トン
※定期コンテナ航路の外航船舶は 50% 減免	
② 使用時間が 12 時間を超える場合	内航船舶 6 円 93 銭 / トン 外航船舶 6 円 30 銭 / トン
イ 使用時間が 24 時間まで	外航船舶 3 円 15 銭 / トン 内航船舶 3 円 46 銭 / トン・12h 外航船舶 3 円 15 銭 / トン・12h 外航船舶 1 円 58 銭 / トン・12h
※定期コンテナ航路の外航船舶は 50% 減免	
(6) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施設で長さ 10 メートル以上 50 メートル未満のもの	内航船舶 172 円 / 24h 外航船舶 157 円 / 24h
(7) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施設で長さ 50 メートル以上のもの	内航船舶 346 円 / 24h 外航船舶 315 円 / 24h
(8) ブレジャーポート	566 円 / 船長 1m・月
【備考】 1 山形県内の港湾又は漁港に船籍を有する船舶により使用する場合における使用料の額は、所定の使用料の額の 2 分の 1 に相当する額とする。 2 使用トン数及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 3 係船ロープを使用する場合、使用時間 24 時間まで 1 本につき 11,550 円（外航船舶にあつては 10,500 円）、24 時間を超えるときは、当該超える分 12 時間までごとに 1 本につき 5,770 円（外航船舶にあつては 5,250 円）を加算する。	
2 係船浮標・係船くい使用料	
(1) 係留時間 24 時間まで総トン数	内航船舶 1 円 15 銭 / トン 外航船舶 1 円 05 銭 / トン
(2) 係留時間 24 時間を超えるときは、当該超える分	内航船舶 57 銭 / トン・12h 外航船舶 52 銭 / トン・12h
【備考】 使用トン数に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 公共臨港線使用料	
貨物 1 トン当たり輸送距離	3 円 77 銭 / 100 米
【備考】 貨物の重量及び輸送距離の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
4 軌道走行式荷役機械	
コンテナクレーン	23,067 円 / 30 分
※ 3 分の 1 減免適用後の料金である。	
5 移動式荷役機械	
(1) リーチスタッカー	1,280 円 / 30 分
※ 3 分の 1 減免適用後の料金である。	
6 ふ頭荷さばき地使用料	
(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外 のふ頭荷さばき地	12 円 10 銭 / ㎡・日 24 円 20 銭 / ㎡・日
① 使用期間が 4 日を超え 30 日まで	
② 使用期間が 30 日を超える場合	51 円 / TEU・日
(2) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地	
※ (2) は 2 分の 1 減免適用後の料金である。	
【備考】 1 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外 のふ頭荷さばき地にあっては使用期間が 4 日以内の場合は、使用料を徴収しない。 2 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 3 冷凍コンテナ用電源設備を使用する場合は、使用する電力量 1 キロワット時につき 31 円を加算する。（使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）	

(注) ① R6.4.1 現在

② 使用料の算定についてはお問い合わせください。

使用区分	料金
7 木材荷さばき場使用料	
	1,040 円 / 7-m・15 日
【備考】 使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
8 上屋使用料	
(1) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋以外の上屋	
① 使用期間が 15 日以内まで	14 円 50 銭 / ㎡・日
② 使用期間が 15 日を超え 30 日まで	29 円 02 銭 / ㎡・日
③ 使用期間が 30 日を超える場合	43 円 54 銭 / ㎡・日
(2) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋	20 円 / ㎡・日
(3) 上屋内事務室	44,810 円 / 月
(4) コンテナ管理施設	1,270 円 / ㎡・月
【備考】 1 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 2 くん蒸施設を使用する場合はくん蒸する貨物 1 トン当たり 142 円を加算する。（くん蒸する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。） 3 天井クレーンを使用する場合は 1 時間当たり 4,890 円を加算する（天井クレーンを使用する時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。） 4 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
9 野積場使用料	
(1) 使用期間が 15 日以内まで	2 円 37 銭 / ㎡・日
(2) 使用期間が 15 日を超え 30 日まで	3 円 32 銭 / ㎡・日
(3) 使用期間が 30 日を超える場合	4 円 28 銭 / ㎡・日
【備考】 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
10 船舶給水施設使用料	
(1) 外航船舶以外の船舶に給水する場合	
① 時間内に行う給水	561 円 / ㎡
② 時間外に行う給水	719 円 / ㎡
(2) 外航船舶の船舶に給水する場合	
① 時間内に行う給水	510 円 / ㎡
② 時間外に行う給水	654 円 / ㎡
【備考】 使用給水量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる	
11 廃棄物選別施設使用料	
選別物	141 円 / ㎡
【備考】 選別物の容積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
12 廃油処理施設使用料	
ビルジ又は廃油	内航船舶 2,140 円 / トン 外航船舶 1,950 円 / トン
【備考】 ビルジ又は廃油の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
13 酒田ブレジャーボートスポット	
(1) 使用期間が 1 月未満の場合	135 円 / 船長 1m・日
(2) 使用期間が 1 月以上の場合	662 円 / 船長 1m・月

目的外使用又は占用

使用区分	料金
1 港湾施設使用料	
(1) 港湾管理事務所	
(2) その他の港湾施設	5,680 円 / ㎡・年
他の港湾施設としての用に供する目的で使用するときは、当該供された目的のために設置された港湾施設について定められている通常使用の場合の使用料の額とする。	
【備考】 使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
2 港湾施設用地使用料	
(1) 工作物を設置する場合	
① 電柱類及びこれに類するもの	1,500 円 / 本・年
② 鉄塔及びこれに類するもの	1,650 円 / 1.7 ㎡・年
③ 地下工作物（管渠埋設を含む）	375 円 / ㎡・年
④ 架空工作物	360 円 / ㎡・年
投影面積	260 円 / ㎡・年
⑤ その他	720 円 / ㎡・年
【備考】 1 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 2 使用期間が 1 年に満たない場合にあっては、月割計算によるものとする。この場合において、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月に引き上げるものとする。	
(2) 工作物を設置しない場合	80 円 / ㎡・月
【備考】 1 駐車場の用に供するときは、各港湾ともに 1 平方メートル 1 月につき 140 円とする。 2 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 3 使用期間の単位に満たない場合は日割計算によるものとする。	